

議案第 6 0 号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例

(新座都市計画事業新座駅南口第 2 土地区画整理事業施行に関する条例の一部
改正)

第 1 条 新座都市計画事業新座駅南口第 2 土地区画整理事業施行に関する条例
(平成 1 1 年新座市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改
正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(換地を定めない宅地等の清算金) 第 2 4 条 法第 9 0 条、 <u>第 9 0 条の 2</u> 、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換 地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅 地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清 算する場合における清算金は、従前の宅地の 価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外 の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額と する。	(換地を定めない宅地等の清算金) 第 2 4 条 法第 9 0 条、 <u>第 9 1 条第 3 項</u> 、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定によ り換地又は所有権以外の権利の目的となるべ き宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭 で清算する場合における清算金は、従前の宅 地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権 以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価 額とする。

(新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第 2 条 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例(平成
2 0 年新座市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改
正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(換地を定めない宅地等の清算金) 第 2 4 条 法第 9 0 条、 <u>第 9 0 条の 2</u> 、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定により換 地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅 地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清 算する場合における清算金は、従前の宅地の 価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外 の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額と する。	(換地を定めない宅地等の清算金) 第 2 4 条 法第 9 0 条、 <u>第 9 1 条第 3 項</u> 、第 9 2 条第 3 項又は第 9 5 条第 6 項の規定によ り換地又は所有権以外の権利の目的となるべ き宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭 で清算する場合における清算金は、従前の宅 地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権 以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価 額とする。

(新座市景観条例の一部改正)

第3条 新座市景観条例（平成22年新座市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（届出の対象とならない行為） 第9条 法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] 2 [略] （届出の対象とならない行為の景観計画への適合等） 第10条 法第16条第8項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に係る法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう努めなければならない。 2 [略]	（届出の対象とならない行為） 第9条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] 2 [略] （届出の対象とならない行為の景観計画への適合等） 第10条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に係る法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準に適合するよう努めなければならない。 2 [略]

(新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第4条 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成28年新座市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第90条の2</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の権利価額とする。	（換地を定めない宅地等の清算金） 第24条 法第90条、<u>第91条第3項</u>、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の権利価額とする。

附 則

この条例中第3条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、

第1条、第2条及び第4条の規定は同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和8年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。